

大分県がん診療連携協議会規程

平成20年6月13日制定

(設置)

第1条 がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（平成20年3月1日厚生労働省健発第0301001号）に基づき、大分大学医学部附属病院（以下「分大病院」という。）に大分県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 分大病院の病院長
- (2) 大分県の地域がん診療連携拠点病院（別表1）の病院長
- (3) 大分県の地域がん診療病院（別表2）の病院長
- (4) 大分県の地域がん診療連携協力病院（別表3）の病院長
- (5) 大分県の二次医療圏における中核的な病院（別表4）の病院長又は病院事業管理者
- (6) 大分県福祉保健部所属の行政医師
- (7) 分大病院の総合患者支援センター長
- (8) 分大病院の腫瘍センター長
- (9) 分大病院の緩和ケアセンター長
- (10) 分大病院の地域医療対策委員会委員長
- (11) その他分大病院の病院長が必要と認める者 若干人

2 前項第11号の委員は、分大病院の病院長が委嘱する。

3 第1項第11号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(協議事項)

第3条 協議会は、がん診療に関する次に掲げる事項を協議する。

- (1) 大分県におけるがん診療の連携協力体制及び相談支援の提供体制その他のがん医療に係る情報交換に関すること。
- (2) 大分県内の院内がん登録データの分析、評価等に関すること。
- (3) がんの種類ごとに、大分県においてセカンドオピニオンを提示する体制を有するがん診療連携拠点病院を含む医療機関一覧の作成・共有・広報に関すること。
- (4) 大分県におけるがん診療連携拠点病院への診療支援を行う医師の派遣調整に関すること。
- (5) 大分県におけるがん診療連携拠点病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧の作成・共有に関すること。
- (6) 大分県におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に係る計画の作成に関すること。
- (7) 大分県におけるがん診療連携拠点病院のがん診療PDCAサイクルに関すること。
- (8) 大分県におけるがん診療連携拠点病院の緩和ケア提供体制に関すること。
- (9) その他大分県のがん対策推進計画等に関し必要な事項に関すること。

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、分大病院の病院長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を協議会に出席させることができる。

(意見の聴取)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会に、がん診療に関する専門的事項を処理するため、次の専門部会を置く。

(1) 研修専門部会(専門部会長:分大病院の腫瘍センター長)

(2) がん登録専門部会(専門部会長:分大病院の医療情報部長)

(3) クリティカルパス専門部会(専門部会長:分大病院の診療記録委員会委員長)

(4) 医師派遣専門部会(専門部会長:分大病院の地域医療対策委員会委員長)

(5) 情報提供・相談支援専門部会(専門部会長:分大病院の総合患者支援センター長)

(6) がん診療評価専門部会(専門部会長:分大病院の腫瘍センター長)

(7) 緩和ケア専門部会(専門部会長:分大病院の緩和ケアセンター長)

2 前項の専門部会長は、議長が必要と認める場合に、各号に定める者以外の分大病院の者を指名することができるものとする。

3 第1項各号の専門部会に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第8条 協議会の事務は、大分大学医学・病院事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月27日から施行する。

別表 1（第 2 条第 1 項第 2 号関係）

大分県の地域がん診療連携拠点病院	大分県立病院
	大分赤十字病院
	別府医療センター
	中津市立中津市民病院

別表 2（第 2 条第 1 項第 3 号関係）

大分県の地域がん診療病院	済生会日田病院
--------------	---------

別表 3（第 2 条第 1 項第 4 号関係）

大分県の地域がん診療連携協力病院	大分医療センター
	大分市医師会立アルメイダ病院
	厚生連鶴見病院

別表 4（第 2 条第 1 項第 5 号関係）

大分県の二次医療圏における中核的な病院	南海医療センター
	豊後大野市民病院